

耐震改修工事に伴う固定資産税の減額制度について

昭和57年1月1日以前に建築された住宅等について、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合に、その住宅等に係る固定資産税を一定期間減額される制度です。

■要件

- (1)昭和57年1月1日以前に建築された住宅やマンションなどの居住用の家屋であること。
- (2)現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること。
- (3)耐震改修に要した費用の額が50万円を超えること。

※併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上のものに限ります。

■減額の内容

申告があった年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の当該家屋分（120㎡以下の部分に限る。）の固定資産税の2分の1を減額します。

工事完了時期	減額期間
令和8年3月31日まで	工事完了日の翌年度分

■申請方法

耐震改修工事が完了した日から3か月以内に「住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書」に次の書類を添付して資産税担当に申告してください。

- (1)増改築等工事証明書（おもに建築士などが発行する）
- (2)耐震改修に要した費用を証する書類（明細付領収書）

担当

宮代町税務課資産税担当

電話 0480-34-1111(内線 234・235)